

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		伊丹市					
プ ラ ン の 名 称		市立伊丹病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 20日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院 の 現 状	病 院 名	市立伊丹病院					
	所 在 地	兵庫県伊丹市昆陽池1丁目100番地					
	病 床 数	414床					
	診 療 科 目	内科・消化器内科・呼吸器内科・循環器内科・血液内科・糖尿病内科・心療内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・小児外科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・放射線科・麻酔科・歯科口腔外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		2次保健医療圏域での2次救急や急性期医療、また4疾病5事業については、がん、糖尿病、小児周産期を担う地域中核病院の役割を果たす。 地域完結型医療を推進し、かかりつけ医、急性期、回復期、在宅のネットワーク構築の中心的役割を担う。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		平成19年4月20日総財公第58号各都道府県知事・各指定都市市長あて総務省自治財政局長通知に準じて次の項目(病院の建設改良に要する経費・リハビリテーション医療に要する経費・周産期医療に要する経費・小児医療に要する経費・救急医療の確保に要する経費・高度医療に要する経費・保健衛生行政事務に要する経費・医師及び看護師等の研修に要する経費・病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費・地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費)					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	91.3	96.8	98.4	100.2	100.7	
	職員給与と費比率	64.0	58.4	56.8	55.8	55.8	
	医業収支比率	85.7	90.8	94.5	96.0	96.6	
	病床利用率	66.6	70.7	76.6	78.9	79.3	
	材料費対医業収益比率	23.2	23.8	24.1	24.1	24.2	
上記目標数値設定の考え方		経常収支の黒字化を進めるため、支出については、職員の適正配置により人件費などの経費抑制をより進める。収益については、地域医療中核病院の役割を果たすと共に病床稼働率を上げるため、地域医療連携の推進を図り収益増を目指す。そのため、各診療科の専門性を向上させ、急性期医療に特化する。また収益を安定させるためにDPCにおける業務に対応するため医事課の強化を図る。 病院改革プランの実効性を担保するため、独自に目標管理システムを構築させる。 (経常黒字化の目標年度:22年度)					

				団体名 (病院名)	市立伊丹病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	紹介率	49.3%	55.0%	60.0%	62.0%	64.0%	
	開放型病床稼働率	50.0%	60.0%	65.0%	68.0%	70.0%	
	救急車受入数	2,999件	3,100件	3,150件	3,180件	3,200件	
	手術件数	2,400件	2,600件	2,800件	2,900件	3,000件	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	目標管理システムの構築により、改革プランの改定及び進行管理を行う。職場レベルまでの目標管理を行うことで、四半期ごとの分析と修正を行い、管理会計の精度を上げる。					
	事業規模・形態の見直し	今後も医療環境はめまぐるしく変化するものと思われ、事業形態の変更を行う必要が出てくる場合も想定される。事業形態の変更には時間がかかるが、地域医療を確保するためには、すばやい対応が必要である。そのために経営形態の変更がいつでも出来るよう、研究班を設置する。					
	経費削減・抑制対策	SPD・DPCより得られたデータ等の精度を上げ、無駄の徹底排除を行い材料費の削減を目指す。 感染対策や医療安全対策により材料費の増加が考えられるが、同種同効能品での安価なものを採用することにより材料費の増加を抑える。 購入業者の集約や、1メーカー1ディーラー化により競争原理を働かせ購入金額を抑える。 大阪府を含め近隣他都市の類似病院等のベンチマークにより適正な職員配置と業務改善により人件費の抑制を進める。					
	収入増加・確保対策	県の医療計画をみながら、必要な医療の拡充に努める。 地域医療連携を進め専門的な医療を行うことで、紹介率を増加させ病床稼働率とベット単価を増やし収入を増加させる。 病床の効率運用を進め、救急患者の受け入れ数と病床稼働率を増加させる。 DPCのデータ分析により、収益構造の把握と事業計画の立案を行い、収益を安定させる。					
	その他						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	82.7%	18年度	72.5%	19年度	66.6%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	市立伊丹病院
--------------	--------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	市立伊丹病院・宝塚市立病院・市立川西病院・三田市民病院・公立学校共済組合近畿中央病院	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	当院はがん診療拠点病院、地域医療支援病院、小児周産期医療の拠点病院を目指し体制を整えていく。また県の動向を見ながら、2次医療圏での医療体制を確保していくために、近隣他都市との協力体制を充実していく。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年7月  平成21年度中(詳細未定)	<内容> 市内の同規模の急性期病院である近畿中央病院と、診療科連携・ネットワークについて協議する「中核病院連携検討委員会」を設置し、検討・協議を開始。 (設置要綱については別添のとおり)  近畿中央病院との協議に結論を得る予定。  阪神北圏域内の公立病院との連携については、「阪神北医療確保対策圏域会議」での議論の動向を踏まえながら、2次医療圏での医療体制を確保していくために、近隣他都市との協力体制を充実していく。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	当面は、市が設置している地域医療対策協議会及びその下に置いている中核病院検討専門部会において、今後どのような体制でもって効果検証していくべきか、またどのように公表していくかを議論し、その結果を踏まえ平成22年度に当該組織を設置できるよう検討を進める。 (設置要綱については別添のとおり)	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	平成22年度より(詳細は上記の検討結果による)	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	伊丹市(市立伊丹病院)
--------------	-------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	6,455	6,218	6,808	7,269	7,541	7,686
	(1) 料 金 収 入	6,062	5,850	6,373	6,814	7,086	7,231
	(2) そ の 他	393	368	435	455	455	455
	うち他会計負担金	98	86	140	159	159	159
	2. 医 業 外 収 益	690	667	611	491	507	504
	(1) 他会計負担金・補助金	560	551	474	388	384	381
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	19	18	23	35	35	35
	(3) そ の 他	111	98	114	68	88	88
	経 常 収 益 (A)	7,145	6,885	7,419	7,760	8,048	8,190
	入	1. 医 業 費 用 b	7,708	7,254	7,495	7,693	7,852
(1) 職 員 給 与 費 c		4,200	3,982	3,979	4,128	4,210	4,285
(2) 材 料 費		1,655	1,444	1,621	1,752	1,820	1,857
(3) 経 費		1,512	1,553	1,629	1,555	1,564	1,564
(4) 減 価 償 却 費		228	253	237	229	229	221
(5) そ の 他		113	22	29	29	29	29
2. 医 業 外 費 用		325	288	170	190	183	179
(1) 支 払 利 息		184	162	35	47	40	36
(2) そ の 他		141	126	135	143	143	143
経 常 費 用 (B)		8,033	7,542	7,665	7,883	8,035	8,135
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		888	657	246	123	13	55
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	6	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	4	6	6	11	11	11
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	2	6	6	11	11	11
純 損 益 (C) + (F)		886	663	252	134	2	44
累 積 欠 損 金 (G)		3,668	4,331	4,583	4,717	4,715	4,671
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	1,244	1,022	1,101	1,152	1,195	1,216
	流 動 負 債 (イ)	926	615	625	643	882	1,038
	うち一時借入金	0	0	0	0	227	375
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
	差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	-	-	-	-	-	-
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )		13	89	69	33	196	135
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		88.9	91.3	96.8	98.4	100.2	100.7
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		83.7	85.7	90.8	94.5	96.0	96.6
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$		65.1	64.0	58.4	56.8	55.8	55.8
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		0	0	0	0	0	0
病 床 利 用 率		72.5	66.6	70.7	76.6	78.9	79.3

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	伊丹市(市立伊丹病院)
--------------	-------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	425	1,806	220	250	250	250
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	314	408	566	646	673	627
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他	72		1			
	収入計(a)	811	2,214	787	896	923	877
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	811	2,214	787	896	923	877	
支 出	1. 建設改良費	438	184	220	250	250	250
	2. 企業債償還金	706	2,418	909	890	845	717
	3. 他会計長期借入金返還金	80	33	133	217	259	299
	4. その他	57		1			
	支出計(B)	1,281	2,635	1,263	1,357	1,354	1,266
差引不足額(B) - (A) (C)	470	421	476	461	431	389	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	469	420	475	460	430	388
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	1	1	1	1	1	1
計(D)	470	421	476	461	431	389	
補てん財源不足額(C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(1,334) 657,014	(1,176) 636,776	(567) 613,679	(352) 546,470	(288) 543,441	(223) 540,645
資本的収支	(0) 314,517	(0) 407,987	(100,000) 566,001	(190,000) 646,288	(240,000) 672,715	(240,000) 626,901
合計	(1,334) 971,531	(1,176) 1,044,763	(100,567) 1,179,680	(190,352) 1,192,758	(240,288) 1,216,156	(240,223) 1,167,546

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

伊丹市中核病院連携検討委員会設置要綱（平成20年5月制定）

（設置）

第1条 市立伊丹病院及び公立学校共済組合近畿中央病院（以下「両病院」という。）の連携、協力等について検討するため、「伊丹市中核病院連携検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、両病院が伊丹市中核病院としての役割を果たし、地域医療体制の充実・強化を図るため、両病院間の機能分担や具体的な診療科連携・協力等の手法等について検討する。

（組織）

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員会に委員長及び副委員長2人を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は病院事業管理者及び近畿中央病院長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第4条 委員長は、必要に応じ会議を招集する。

2 会議は、委員長が主宰する。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、地域医療体制整備推進班が行う。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

別表

副市長	理事	病院事業管理者	市立伊丹病院長	市長付参事（地域医療体制整備担当）
	市立伊丹病院事務局長	近畿中央病院長	近畿中央病院事務部長	

## 伊丹市地域医療対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における地域医療体制の充実に関することについて検討するため、伊丹市地域医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 病院及び診療所の機能分化及び連携に関すること。
- (2) 救急医療体制の充実を図るための方策に関すること。
- (3) その他地域医療体制の充実に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

2 協議会に会長及び副会長1人を置き、会長は市長をもって充て、副会長は伊丹市医師会長をもって充てる。

3 会長は、協議会の事務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (協議会の会議)

第4条 会長は、必要に応じ会議を招集する。

2 会議は、会長が主宰する。

### (意見の聴取等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### (専門部会)

第6条 協議会の所掌に係る専門的事項を検討させるため、協議会に、中核病院検討専門部会及び救急医療体制専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

2 中核病院検討専門部会は、中核病院のあり方に関する具体的検討を行う。

3 救急医療体制専門部会は、救急医療体制の充実に関する具体的検討を行う。

4 専門部会は、部会長及び専門委員をもって組織する。

5 専門部会の専門委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 中核病院検討専門部会長は副市長をもって充て、救急医療体制専門部会長は市立伊丹病院長をもって充てる。

7 専門部会は、必要に応じて専門部会長が招集し、主宰する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域医療体制整備推進班が行う。

### (細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 付 則

この要綱は、平成19年10月29日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表第 1

<p>市長 副市長 理事 病院事業管理者 市立伊丹病院長 市長付参事（地域医療体制整備担当） 健康福祉部長 消防局長 兵庫県伊丹健康福祉事務所長 近畿中央病院長 伊丹市医師会長 伊丹市歯科医師会長 伊丹市薬剤師会長</p>
---

別表第 2

<p>中核病院検討 専門部会</p>	<p>副市長 病院事業管理者 市立伊丹病院長 市長付参事（地域医療体制整備担当） 市立伊丹病院事務局長 兵庫県伊丹健康福祉事務所長 近畿中央病院長 近畿中央病院事務部長 伊丹市医師会副会長 伊丹市歯科医師会専務理事</p>
<p>救急医療体制 専門部会</p>	<p>市立伊丹病院長 市長付参事（地域医療体制整備担当） 健康福祉部長 健康福祉課長 消防局次長 消防局警防課長 市立伊丹病院診療部長 兵庫県伊丹健康福祉事務所長 近畿中央病院長 伊丹市医師会副会長 伊丹市歯科医師会副会長</p>